

社会福祉法

(昭和二十六年三月二十九日)

(法律第四十五号)

第十回通常国会

第三次吉田内閣

社会福祉事業法をここに公布する。

社会福祉法

(平一二法一一一・改称)

第二章 地方社会福祉審議会

(平一一法一六〇(平一二法一一一)・改称)

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(昭三八法一三三・昭五八法七八・平六法四九・平七法九四・平一一法八七・一部改正、平一二法一一一・旧第六条繰下、平一一法一六〇(平一二法一一一)・一部改正)